

# 大阪市広告事業協力広告代理店募集要項

大阪市では、民間企業等との協働により新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図る目的として広告事業を実施しています。

このたび、広告主の募集代行等を通じて広告事業の効果的・効率的な実施に協力していただける広告代理店（以下、「協力広告代理店」という。）を、次のとおり募集します。

## 1 募集の概要

### （１）協力広告代理店のメリット

大阪市が指定する広告媒体（以下「指定広告媒体」という。）について、協力広告代理店が広告掲載の申込み、契約の締結その他広告掲載にかかる事務手続きを行い、広告料を大阪市内に納付するときは、別で定める料率（協力広告代理店手数料率）で算定した額を控除した額になります。

なお、指定広告媒体は、広告媒体を所管する局長等が指定し、大阪市ホームページで公表します。

また、上記の控除額算定のために使用する料率については、広告施設、広告媒体の状況を踏まえ、本市において決定します。

### （２）協力広告代理店の要件

次の各号に掲げる要件のすべてを満たす方が申込みできます。

- ① 大阪市内に事業所等（支社、支店、営業所等を含む。）を有すること。
- ② 大阪市入札参加有資格者名簿において「04 映画等制作・広告・催事、印刷-02 広告代行」に登録していること。
- ③ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- ⑤ 過去2年以内に、国、地方自治体との取引実績を有すること。
- ⑥ 行政機関から行政指導を受けていないこと。
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けていないこと。
- ⑧ 地方税を滞納していないこと。
- ⑨ 大阪市行政財産広告取扱規則、大阪市広告掲載要綱及び大阪市広告事業協力広告代理店制度要綱その他市の広告事業に係る諸規定の内容を遵守できること。

## 2 申込み方法等

「大阪市広告事業協力広告代理店名簿登載申込書」をダウンロードして、必要事項を記入し、その他必要書類を添付のうえ提出してください。なお、提出書類は返却しません。

また、大阪市行政オンラインシステムからもお申込みできます。

## 【提出書類】

- ①大阪市広告事業協力広告代理店名簿登載申込書
- ②商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ③直前年の貸借対照表及び損益計算書
- ④国、地方自治体との取引実績を証明する書類（契約書(写)、広告掲載許可決定通知(写)等）

## 【申込方法】

### ① 持参・送付の場合

上記提出書類一式を、大阪市役所 6 階 大阪市財政局財務部財源課財源調整グループまで持参または送付してください。

※持参の場合の受付時間 9：00～12：15及び13：00～17：30（土日祝日を除く）

※送付の場合のあて先

〒530-8201

大阪市北区中之島1-3-20 大阪市財政局財務部財源課財源調整グループ

送付封筒に「協力広告代理店名簿登載希望」と記載してください。

### ② 大阪市行政オンラインシステムから申込む場合

大阪市行政オンラインシステム

(<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>) よりお申込みください。

その際、上記提出書類一式を、スキャナーで読み込む等し、添付してください。

## 3 協力広告代理店名簿への登載

### (1) 名簿登載の決定

上記申込があった場合、1 (2) の要件に適合することを確認したうえで、名簿登載を決定し、申込者あて通知するとともに、大阪市広告事業協力広告代理店名簿へ掲載し、大阪市ホームページにて公表します。

### (2) 名簿登載期間

名簿登載期間は、名簿登載日から翌年度の末日までとします。なお、継続を希望される場合は、名簿登載期間末日の30日前までに届出することにより更新することができます。

## 4 問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 6 階  
大阪市財政局財務部財源課財源調整グループ  
TEL：06-6208-7733・7737 FAX：06-6202-6951